

2022-3-30 第3回美容師の養成のあり方に関する検討会

○溝口生活衛生課長補佐 定刻より少し早いですが、皆さん集合しましたので、ただ今より第3回「美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですが、今回は8名の構成員全員が会場での参加となっております。

本日の会議は公開ですが、あらかじめ事務局に傍聴希望された方を対象に音声のみの傍聴を行っております。また、傍聴される方につきましては、開催案内の際に連絡している、「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

本検討会は頭撮り可としておりますが、撮影は冒頭の議事に入るまでとさせていただきますので、ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

また、本日も紙による資料配付とさせていただきますので、ご了承願います。

また、毎回のお願いではございますが、音声傍聴に伴い、ご発言の際はお名前を名乗ってから発言いただきたいこと、発言時はマイクを使っていただき、発言されない際はマイクを切っていただきたいことについて改めて徹底いただきますよう、よろしく願いいたします。

撮影につきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、この後の進行につきまして、宮崎座長にお願いしたいと思います。

○宮崎座長 皆さん、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口生活衛生課長補佐 事務局でございます。お手元でございます資料の確認させていただきます。

座席表。

資料1「美容師養成の改善に関する当面の方針（案）」。

参考資料1、検討会の開催要綱。

参考資料2、美容師法に関する参照条文。

参考資料3、美容師養成の教科課程の基準運用についての通知に関するものの参照条文。

参考資料4、美容師養成の在り方に関する意識調査で、4-1が美容師編の集計の内容、4-2が養成施設の集計内容でございます。

過不足等がございましたら、事務局にお申し付けください。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

資料はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、次第に沿って、次第2「美容師の養成のあり方について」に入りたいと思います。まずは資料1について事務局より説明をお願いいたします。

○成松生活衛生課長 生活衛生課長でございます。資料1「美容師養成の改善に関する当面の方針」というのを案として御説明させていただければと思います。

この検討会では、第1回、あるいは第2回で、特に第2回は具体的な個別の論点について御議論が深まったと理解をしていますし、あるいは意識調査などのデータもいろいろそろってきたものですから、そういったことや事実関係を踏まえまして、厚労省として当面の方針をつくらせていただいております。

資料に沿って御説明させていただければと思います。

1、美容師養成制度について、第18回の規制改革のワーキング・グループから指摘がございました「国家試験（実技試験）」や「養成段階の知識技能の取得」などについては、この検討会での御意見や御議論を踏まえて、厚労省において関係者の協力を得ながら、令和4年度から以下のように取り組むこととすると書かせていただいております。

「（1）国家試験（実技試験）の改善」ということで、1つ目は、まつ毛エクステンションの実技試験の導入のために必要な取組の推進等でございます。本検討会では、まつ毛エクステンションに関しては福下先生からは医学的な見地からのお話もございましたし、各構成員の皆さんからもこの技術は非常に大事だということ御議論いただいております。

一方で、実技試験としていくためには、遠藤理事長からもお話があったように、公正・公平な試験が実施可能かということをしっかり考えていく必要があるというのが条件になってくるということでございましたので、1つ目のポツとして、我々厚生労働省から試験センターに対して、実技試験にまつ毛エクステンションを導入することに関して、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするように要請をさせていただくということでございます。あわせて、他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続き検討・研究を進めるように要請させていただくということでございます。

2つ目のポツは、他方で、こういったまつ毛エクステンションの教育の普及状況というものもデータとして取れました。より一層普及をしていくことがこれからも非常に大事になってくるということでございますので、先ほどの1つ目のポツ、いわゆるフィージビリティの検討を行うことと並行して、まつ毛エクステンションを含めた必修の基本的な技術を確実に身につけるよう、我々としては都道府県を通じて、各養成校に対して改めて徹底するように周知させていただきますが、その際は、谷本理事長のところでございます、いわゆる教育センターの協力を得ながら、そういったことを徹底させていただくことを書かせていただいております。

もう一点、「オールウェーブ」に関してでございますが、先ほどのまつ毛エクステンションの実技試験のフィージビリティを検討する、あるいは養成校における教育の普及を

推進するという取組を進めつつ、オールウェーブを含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課題とすべきかどうかを令和5年度の早期に整理をさせていただくというところでございます。

2ページにお進みいただいて、他方で、オールウェーブに関しては、皆さん、この場でも一致しておりましたが、まずは美容に必要な技術である。もう一つは、授業の中でしっかり教えるべきであるということはこの場でも確認できました。

一方で、行った意識調査によれば、まだまだ必要なものであるという意識みたいなものが低い状況にあるということでございますので、そのことを踏まえましても、これは都道府県を通じて養成校に対して、オールウェーブの学習の際に、その意義や将来の活用場面などを含めて教育するよう、各養成施設に対して要請をさせていただければと思っております。

もう一点、「要請段階の知識技能の取得の推進」でございます。「美容実習全体について」ということで、これは試験問題に偏ってしまうという御指摘がございましたし、あるいは就職先のニーズになかなか即していないのではないかと御指摘も一部ございました。

一方で、業務独占の免許ですので、一定程度そういったことをしっかり学習するというのは、一部そういった事実はあるけれども、美容全体についてしっかり教えていただくように取り組みたいという谷本構成員からのお話も踏まえまして、こちらに書かせていただいているように、養成校に対して、美容実習について必修課目を網羅するとともに、試験問題に偏らない就職先のニーズを踏まえたものになるよう徹底する。これに当たっては、教育センターの協力を得ながら行うということでございます。

マル2「美容所における実務実習について」ということでございます。まず、美容所における実務実習の1つ目は、美容行為でございます。美容行為につきましても、教育現場を含めてなかなかできないのではないかとといった誤解といったものも見受けられました。

一方で、我々としては従来から一定の条件の下で美容行為が可能であると整理をさせていただいておりますので、そういった選択肢がある、あるいはそういったものをしっかり組み合わせて、美容所における実務実習をより効果的に行っていただく余地があるということだと思っておりますので、そういったことが可能であることを改めて周知させていただきたいと思っております。

ただ、やはりなかなか実務実習自体がいろいろな連携の面というところでなかなか難しいという話がありましたけれども、一方で、座長からもこの辺はやはり養成施設と美容所、送り出すほうと受け入れるほうの二人三脚でしっかり連携を取って学生を育てていくことが大事だということでございました。また、全美連の吉井理事長からもこういうものはしっかりやっていかなければならないという御意見をいただいておりますので、まずは先ほどの2つ目のポツでございますけれども、教育センターの協力を得ながら、効果的な実務実習の好事例、先ほどの二人三脚の例でございますけれども、養成施設と美容所の十

分な連携、実務実習計画などについて収集し、周知すること、あるいは今の実務実習に関しての取扱いについて、さらにどういった課題、ニーズがあるかというのを我々としてもしっかり把握させていただいて、より成果が上がる実務実習について、対応可能なものから令和4年度中も含めてしっかり行っていきたいと思っております。

もう一点でございますが、養成段階から就業後の人材育成連携ということで、ここの御議論をお伺いしてはいても、やはり養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が極めて大事だというお話があったと理解しております。そういったことも踏まえまして、吉井理事長からも御紹介がありましたけれども、そういった全国レベルの取組に対して充実を図っていきたいと思っておりますし、全国レベルだけではなくて、地域レベル、養成校単位の連携が促進できれば、非常にいいことだと思います。

一方で、ここはどういった取組がどう進んでいるかというのが我々としてもまだまだ理解・収集が足りないところでございますので、まずはモデルとなるような取組を収集させていただいて、普及を図っていきたいと考えております。

次のページにお進みいただきまして、これも御紹介がありましたけれども、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む）の取組を推進するため、これらの重要性についての経営者への普及を図っていきたいと考えています。

もう一点目、これも津田構成員からの御指摘もございましたし、あるいは原構成員からも取組の御紹介がございました。就職した後も、養成施設のアフターフォローというのは離職防止の観点からも大事になってくるということでございましたので、そういったものがどのぐらい普及しているかというのもまだまだ把握できてございませんし、何かモデルとなるような、養成校が取り組みやすいような取組を収集して、普及を図っていきたいと考えております。

これらが令和4年度から取組をさせていただく事項ですけれども、2として、その後も含めたお話でございます。以上の取組状況や効果も踏まえつつ、美容師養成については不断の検討・改善を行うということをまず書かせていただいて、もう一つが平成29年に行ったかなり大きなカリキュラムの養成課程の見直しをさせていただきました。そういった養成課程の教科課目等の見直しに関しても、どういった効果があるかという評価をさせていただければと思います。

一方で、まだ今の段階で新カリキュラムの卒業生は、言ってしまえば2年生という形になっていますので、新カリキュラムによる免許取得者の状況も踏まえながら、今後、積み重なってきますので、そういった状況も踏まえながら評価を行って、その結果を踏まえて、今度は養成の在り方について必要な見直し等を行うということを記載させていただいております。

簡単に御説明させていただきましたが、資料1に関しては以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

今の美容師養成の改善に関する当面の方針（案）に関しまして、御意見、御質問をお願い

いしたいと思います。毎回のお願いですが、発言時には挙手していただいて、私から指名してから発言いただくよう、御協力のほど、よろしく願いいたします。

では、資料1について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

岩田構成員、お願いいたします。

○岩田構成員 岩田です。よろしく願いします。説明ありがとうございます。

まず、質問とお願い的なものになるのですが、1の1と2という形で前に進むということに関しては非常に御協力と御理解をありがとうございます。

ただ、この形で試験センターさんと教育センターさんの負担という形にはなってしまうかもしれないですが、やっていく過程の中で、どういう形でやるとか、進行状況、何かしらのこういう会をしていただけるのかとか、何かしらの形で我々のほうにも内容がこんな感じで今行われているというのが分かるような形というのは取っていただけるのでしょうか。よろしく願いします。

○宮崎座長 いかがでしょうか。お考えはありますでしょうか。

○成松生活衛生課長 生活衛生課長でございます。

皆さんの御議論を踏まえてこういった当面の方針（案）をつくらせていただいていますので、まずこの場で申し上げられることは、この進捗状況などを皆さんにもしっかり御共有をしていきたいと思っております。どういう形で共有するかというのはこれからしっかり考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。今の御質問についてはよろしいですか。

○岩田構成員 何かしらの形では教えていただけるという解釈でよろしいですか。

○成松生活衛生課長 皆さんの御議論でつくらせていただいた方針ですので、その進捗に関しては皆さんにもしっかりお伝えするというのは当然のことだと思っております。

○岩田構成員 よろしく願いします。

○宮崎座長 その他、御意見はいかがでしょうか。

それでは、最後の会でもありますし、順番に御発言していただけたらと思っております。あいうえお順でよろしいでしょうか。

岩田構成員、付け足して何か御意見等がありますでしょうか。

○岩田構成員 1ですよね。

○宮崎座長 全体に関してです。

○岩田構成員 すみません、では、2に関しては、自分としては前々回、施術に入れる、入れないということに関して、原先生にも御意見をいただきながら、いろいろな危険性もあるので、ノータッチで指導しているという学校もあれば、入っているという学校もあり、学校によっても違うということで、我々美容室側も、理事会の理事のメンバーの中で聞いても、触らせてはいけないという解釈が多かったので、この辺を明確にさせていただけるのは非常にありがたく、ただ、危険性という部分でどこが責任を負う、負わないというの

があると思いますので、基本は施術に入れるのであれば、美容室側もしっかりと確認をした上で責任を持ってやっていくということも必要になってくるのかなと思いますので、この辺の連携は取りつつ、できるだけ実習生が危険をちゃんと回避しながら実践を感じ取れることが大事だと思いますので、ぜひ明確にしつつも、取り組んでいけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

それと、3番に関しては、今、退職が非常に増えていたり、我々教育サロンと言われていたような今のJABSの理事に関しては、教育サロンのメンバーが多いのですが、今はフリーランスというのも非常に増えていまして、フリーランスというのと1人の部分に流れることでやはり悩んでいる。美容師自体を辞めるというのも非常に増えているというのが今の現実でして、うちも23年目ですけれども、正直恥ずかしい話なのですが、今は一番退職者が多い。半分ぐらいが美容師自体を辞めるという形がありますので、このアフターフォローに関しては非常に大事かなと思っています。

自分の行っていた学校に相談するという生徒も多いのですが、関係がずっと先生と続いていけば、相談できる子はいると思うのですけれども、なかなか全員が全員というわけにはいかないのが、この辺のモデルケースは、全美連さんとも協力や体制を整えながらも、我々としてもできることというのはアフターフォローして、美容師の人間が辞めずに頑張ることができるような環境づくりをできたらと思っておりますので、今後とも、御指導をいろいろよろしくお願いいたします。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、遠藤構成員、よろしいでしょうか。

○遠藤構成員 遠藤です。

ここに書いてありますように、私どもとしてはまつ毛エクステンションの実技試験導入のための取組等について整理をさせていただきたいと思います。

なお、ここにも書いてありますように、美容実習において、これまでの議論もありましたように、まず養成施設であまねくきちんとした教育がなされるということをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

次に、谷本構成員、よろしいでしょうか。

○谷本構成員 教育センターの谷本でございます。

前回にもお話ししたと思いますが、養成施設は美容師免許を取得することが、第一であります。一方、サロン側の要求にもできるだけ応えられるように、今後も努力していきたいと思っております。

また、今まで、卒業生たちは、求人票で給与や社会保険などの待遇面を見て決まっていたが、今後、就職先を探すときには、待遇面はもちろんのことでありますが、自分の夢

を就職先のサロンでかなえられるかどうか、経営者とよく話をして決めるように、指導していきたいと思います。それが先ほど岩田さんがおっしゃったように、離職率の低下に少しでもつながり、問題の改善にもなるかと思っております。

なお、ただいまの当面の方針（案）についてでございますが、厚生労働省が関係者の協力を得ながら取り組むこととされており、ところどころ教育センターの名前が入っておりますが、教育センターとしましても、厚生労働省とどのような協力が一番効果的になるものかも含め相談しながら、きちんと対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

続きまして、津田構成員、よろしく願いいたします。

○津田構成員 中小企業診断士の津田です。

私からは、3番の項目の人材育成について少しお話をさせていただければと思います。

今回の制度設計のような話は、いわゆるハード面の整備ということになるかと思うのですけれども、もちろんハードをしっかり整えていくことは今後必要だと思います。一方で、ソフト面、いわゆるその仕組みの中で働く人々に着目して、その人たちは結局どんなに環境を整備したとしても、感情の生き物ですし、そのときの心理状態によってどのようなパフォーマンスを発揮するのかというのは大きく異なってきます。

したがって、そういったソフト面にも着目しながらつくった仕組みをちゃんと機能させるような働きかけをしていくというところまでが必要だと思います。つまりは、ハードの設計だけではなくて、ちゃんと現場に落とし込むような仕組みが必ず不可欠な要素になるかと思っています。

1つ例を挙げるのであれば、社会保険の整備や労働基準の遵守というところについての取組を経営者の方に対して普及していく上では、やはり経営者の方にそれをやることのメリットを伝えていくことが必要だと思います。それを伝えるには、やはり具体的な取組事例を幾つか提示することが必要だと思いますので、そういった点であるとか、あとは働く人々がどういうことを考えて、どういったときにパフォーマンスを発揮するのかといった事例を私たち中小企業診断士は幾つか持っているもので、そういったことで、美容業だけではなくて、サービス業全般、それこそ生活衛生業全般のサポートができたかと考えております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、原構成員、よろしく願いいたします。

○原構成員 原でございます。

国家試験は国の行う試験ですので、試験で問うべき課題はやはり基礎を身につけているかどうか、ただその一点でいいと私は思います。その時代時代に合った知識や技術は養成施設の授業で教えていただき、試験は技術の根底である基礎を見ることです。基礎に時代

の先端や時代遅れもありません。そう強く思っております。

ただ、養成施設でも、教員にいま一度しっかりと勉強していただき、生徒に対して、方法のみだけではなくて、なぜそうするのか、そしてなぜそうなるのか、今、行っていることがどうつながっていくのか、その技術や知識がどう生かされているのか、点と点を線でつないで、また未来の点へとつなげられるように、教える側も再確認を行っていく必要があると感じております。

また、現場のサロンと養成施設が連絡を密に取って、企業さんに必要とされるような生徒を育てていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○宮崎座長 ありがとうございます。

続きまして、福下構成員、よろしく願いいたします。

○福下構成員 福下でございます。眼科医でございます。

美容師というイメージから言うと、髪だけではなく顔をも美しくするのが一つの役目かななどと長い間思っていましたけれども、まつ毛エクステンションが普及してきたことに伴い、学校での授業、国家試験に入るということは、私はとても好ましいことだと思っております。

ただ、実技と申しますか、そこがちょっと難しいところではないかと思えます。美容師の資格がないと、実際に皮膚、身体というのは扱えないということでございますので、授業の段階において、模型自体が今はどのようなものができているかは分かりませんが、よりよい模型を使って実習できるように整えていただきたいと思います。

その内容としては、先日、申し上げましたように、目の近くのところにグルーを使ったり、人工毛を使ったりすることで危険を回避する、危ないのだということをよく知っていただくような実習に持って行っていただきたいと思います。

もう一つは卒後についてなのですが、離職者が多い、それから研修がなかなかされていないということ、先日、拝聴いたしました。20代ぐらいで卒業した後の期間、ずっと美容師として仕事をしていくためには、新しい技術を、または休んでいる間、また復帰するためということで、その後の研修というものを整える制度をつくられるほうがよろしいかなと思っております。

それから、私は眼科医なのですが、往診は結構行っております。なかなか高齢者になると診療所に来られなくなってくる人が多いので、かつて眼科は往診はないとのことだったので、各施設へ参りますと、そこで美容師さんたちが出張で髪をきれいにしたり、中にはネイルをするという、そこは特に女性の高齢者が多いので、そういうきれいになりたい、またはしてあげるといことで生きることへのモチベーションが上がってくる現状を見ておりますので、サロンに来ている人だけではなくて、高齢者に対しての美容師の方々のお仕事の場も拡大されていくことを願っております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、吉井構成員、よろしく願いいたします。

○吉井構成員 全美連の吉井と申します。

今、提案されている、全体的にはこれでいいのではないかと考えていますけれども、少し個別に申し上げますと、現状から言うと、美容サロンが増えていき、美容師も増えていっている。実態はそれの乱立化という問題はあるとしても、増えていっているのは確かである。それから、先ほどフリーランスの話も出たと思いますけれども、なぜフリーランスが生まれたのかといった問題も基本的には考えないと駄目なのだろうなと考えているところでもあります。

それと、実務実習を考える上で、多くの美容師が国家試験を通り、美容師となったのですが、辞めていってしまうという実態がある。それはどうしても美容師になりたいと思って学校に行き、国家試験を受け、美容師になっているのですが、どうもそこから先が見えない。自分たちの将来がどういうふうになっていくのだろうか、自分の将来が見えないというところがあるのだろうと思います。

そういう点では、体制全体を少し考える必要があるのかなと考えています。

それと、離職率を少なくするという点からしましても、実務実習は最高60時間というのが決められていますけれども、この有効利用、例えばある学校からあるサロンに実務実習に行って、ああいサロンだったと行ってそこに就職するケースと、全く逆のケースがあるのです。もうあそこは行きたくないなというケースも生まれてくるということも聞いております。

そういったことも考えながら、サロンがどういうふうに生徒を受け入れているのか、学校がどういう指導をしているのかということもあろうかと思えますけれども、やはり実際にサロンへお客さんではなく美容師として出向いて、そこで何らかの形で就労するという体験をすることが必要なのではないかと考えております。

それから、見える化という問題が一つ、先ほど言いましたけれども、自分が働いて、将来ということを考えたときに、社会保険の問題や労働保険の問題、すなわち、雇用保険、労災の問題も含めてここに出ておりますけれども、そういったこと自体もやはり学校の課目の中で教えていただくということがあろうかと思えますから、そんなに時間をたくさん取るわけではないので、そこも教えていただくことが必要なのかなと考えています。

それから、もう一度申しますけれども、今回のこのまとめは、私はこれでいいだろうと考えております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

意見を全構成員からいただきましたけれども、そのほかに何かありますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

では、御意見もほぼ出尽くし、大きな修正等もないということで、今回の資料に示され

ましたこの方針に沿って、厚生労働省において美容師養成の改善に向けて取り組んでいた
だきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、本日の対応方針に沿って、厚生労働省において美容師養成の改善に向けて引
き続き取り組んでいただければと思います。

その他、厚生労働省から何かありますでしょうか。

○成松生活衛生課長 ありがとうございます。

後ほど、この会議の主宰者である生活衛生・食品安全審議官からの御挨拶を私が代読さ
せていただきますが、その前に、皆さんから今日いただいた御意見を拝聴すればするほど、
この当面の方針なり、あるいは美容全体をより改善していくということには、皆さんの御
知見や御協力が非常に大事になってくるなと感じましたので、私からも皆さんのお力をお
貸しいただければとお願い申し上げたいと思います。

先ほど申し上げた、この会議の主宰者である生活衛生・食品安全審議官は、今日、ほか
の用務がございまして、出席ができませんでしたが、メッセージを預かってござ
いますので、私から代読をさせていただきます。

代読でございますが、厚生労働省生活衛生・食品安全審議官の武井でございます。

構成員の皆様におかれましては、平素より生活衛生行政、とりわけ美容業の発展に御理
解、御協力を賜り、また、年度末の御多忙のところ、お集まりいただきました。重ねて御
礼を申し上げます。

本検討会は本日も含めて3回御議論いただきまして、主に、先ほど申し上げた実技試験、
あるいは養成段階での知識技能の取得、養成から就業に至るまでの人材育成ということで、
皆さんの活発な御意見と忌憚のない御議論をいただきました。

本日は、当面の方針を我々のほうから示させていただきまして、皆さんからも御理解を
いただきました。誠にありがとうございます。

厚労省といたしましては、本日の当面の方針に沿って、美容師の養成の改善に努めてい
きたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひします。

簡単ではございますが、私というのは武井のことでございますが、私からの御挨拶とさ
せていただきます。

代読でございます。ありがとうございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上となりますが、本年1月の第1回から、構成員の皆様にお
かれましては、短期間かつ年度末という多忙な時期にもかかわらず、多大な御理解と御尽
力をいただきまして、大変ありがとうございます。本検討会を代表しまして、改めて御
礼申し上げます。

今回のこの検討会では、具体的にいろいろなアンケートを取って、現場の声をたくさん

知っていくというところで、そういう現状をみんなで分かち合う第一歩としてはとても有意義な会であったかなと思いますし、これからまた関係の諸機関で協力して、美容を目指す学生、就労していく若い美容師さんのために向かっていくという方向性が出たことは、とても意義深いことだったのではないかと考えております。本当に検討会ではありがとうございました。

それでは、本日は閉会にしようと思いますが、最後に事務局からお願いいたします。

○溝口生活衛生課長補佐 事務局でございます。

本日も活発な審議をいただきまして、ありがとうございました。

また、構成員及びスタッフの皆様には、短期間かつ年度末の多忙なところ、検討会の議事運営やその他資料作成等々のご理解とご尽力もいただきまして、大変ありがとうございました。事務局からも改めて御礼申し上げます。

本日の議事録につきましては、原稿ができ次第、各構成員に送付・確認をさせていただいた上で厚生労働省ホームページに公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第3回「美容師の養成のあり方に関する検討会」を終了いたします。

本日はお忙しいところ、ご参集いただきまして、ありがとうございました。